重度心身障害者医療費の助成を申請される皆さまへ

重度心身障害者医療費受給資格のある方(受給資格証をお持ちの方)は医療費の助成が受けられます。申請される際には、次のことに注意してください。

受給できるのは、町内に住所を有し、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療制度などの各種医療保険加入者で、次の(1)~(4)に該当する方です。

(1) 身体障害者手帳 1級~2級 (2) 知能指数35以下

(3) 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下(4) 精神障害者保健福祉手帳1級

☆申請された助成対象医療費から1か月につき500円を控除した額が助成額となります。 (※18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある対象者を除く)

1. 医療費助成の申請について

- ① 病院、薬局等で一部負担金(医療費)を支払われた後、申請書を役場福祉課に提出してください。(※1年以内まで受付できます。)
- ② 申請書は、医療機関から1か月分まとめて証明をもらうか、領収証を添付して提出してください。領収証は、受診者、受診年月、保険診療点数、負担額(保険適用内、保険適用外)が分かるものに限ります。
- ③ 申請書は、病院、薬局等毎にそれぞれ1枚使用し、証明を受けてください。
- ④ 支払は、受付日の月の2か月後の25日です。(25日が土・日の時は、翌日・翌々日) 診療月の分を当月に提出された場合は、翌月受付扱いとなり、支払いが3か月後となります。 高額医療費等がある場合、申請書・証明等に訂正がある場合も支払いが遅れる場合があります。
- ⑤ 申請書の提出は**郵送でも受け付けます**が、その場合は、**記入もれ・押印もれがないようにお願いします。**(※申請書は、役場福祉課にあります。)

2. 助成対象となる医療費等について

- ① おむつ代、文書料など保険適用外の負担金については、助成の対象となりません。
- ② 介護保険適用分については、助成の対象となりません。
- ③ 健康保険の保険者から附加給付・高額療養費等の支給を受けた場合は、福祉課まで届出をしてください。
- ④ 入院時等の食事療養費は、助成の対象となりません。
- ⑤ 精神病床への入院医療に要した費用は、<u>助成の対象となりません。(対象者(1)~(3)に</u>該当する場合を除く)
- ⑥ 申請された助成対象医療費から1か月につき500円を控除した額が助成額となります。 (18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある対象者を除く)

3. 受給資格登録の変更・更新の手続きについて

- ① 医療保険証を変更、または、振込口座を変更及び解約する場合は、福祉課にご連絡ください。
- ② 毎年7月に重度心身障害者医療費受給資格更新手続きが必要です。

4. 申請及び問合わせ先 〒841-0204 基山町大字宮浦666

基山町 福祉課 障がい福祉係(1492-7964)